

# 道路への倒木、枝の張出しに御注意！



道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより、通行の障害になっている箇所が多数見受けられます。

これらに起因して、車両や歩行者に事故が発生した場合には、**当該樹木の所有者の責任を問われる**場合があります。

※ 民法 第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任  
道路法 第 43条 道路に関する禁止行為

下記のような状態が見られる土地の所有者の皆様には、該当樹木の**伐採又は枝払い**をお願いいたします。  
なお、今後とも普段の管理はもとより、強風や大雨の後には、特に注意されるようご協力願います。



← この写真は悪い例です。

- ① 道路・歩道へ樹木が張り出している。
- ② 枯れ木、折れ枝等による通行障害がある(又はそのおそれがある。)
- ③ 竹林の繁茂による通行障害がある(又はそのおそれがある。)

## 作業時の注意事項

1. 電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合がありますので、事前に最寄りの**東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター**又は**NTT東日本**に連絡し、立会のもとで行って下さい。
2. 作業にあたり、**通行車両、自転車及び歩行者の安全確保**と、樹木からの**転落防止**等に十分ご配慮下さい。

## お問い合わせ先

茨城県潮来土木事務所(道路管理課)	0299-62-3726
鹿嶋市(施設管理課)	0299-82-2911
潮来市(都市建設課)	0299-63-1111
神栖市(道路整備課)	0299-90-1150